

長林寺以前

鶴見大学教授 関 幸彦

今回、『下野長林寺乃研究』が出版され、そのときの論題テーマが、本日の報告の内容でございます。さらに、お手元に資料の（1）から（5）までの文書の紹介があり、これらは現在、校正中のもので若干見ずらいと存じますが、史料編の中から報告のために抜粋しています。長林寺以前の全体の問題を話したいと思います。

『長林寺以前』とは、実際には東林寺時代のことです。下野国移転以前の長林寺については、その東林寺時代の文書で確かめられます。そこには、史料的価値の高い戦国大名の関係文書をつうじ、地域間における政治権力の相剋が、グローバルに語られています。本日は問題を限定して、長林寺に所蔵されている著名な諸史料を紹介しながら、それらが持つ価値について、歴史学的・古文書学的観点でどのような議論が展開できるかを話します。

長林寺の前身である東林寺の檀那、パトロンにあたる地域領主が岡見氏です。（1）から（5）までの文書の中で、最初に「岡見治資書状」があります。ここに提示した史料は、私どもが発見した文書というよりは、各自治体史でも広く紹介されている有名史料です。本家・本元の長林寺にありながら、これまで、長林寺独自で文書群を本格的に調査していませんでした。この機会にと、私どもでそれを行いました。

「(1) 岡見治資書状」を読む（レジュメP11）

岡見治資は岡見一族で、東林寺創建から少し時間が経つた時代の人物です。「(1) 岡見治資書状」は、彼が東林寺に在所（所領）の永代寄進を伝えたものです。年号は一応、永禄四年云々があるので、一五六一年だと推察されます。このころは織田信長がデビューする時期であり、東国この地域でも、戦国時代に当たります。ここに見える東林寺は現在の牛久の小^{うしく}茎^{おばき}郷に所在した寺院で、岡見一族の菩提寺だったのです。その一族である越後入道玄栄の息子が亡父の菩提のため、所領を寄進することを治資が了承したという史料です。

この史料から、東林寺が岡見氏の氏寺的存在として、その精神的な柱になっていたことがわかります。その点では氏寺の機能を考えるための史料ともなるわけですね。氏寺や菩提寺の学問的開拓は、戦前以来、中世史家である奥田真啓氏以来盛んですが、近年はいささか低迷気味です。それらを復活させて盛んにする上でも、菩提寺の持つ機能や意味を考える材料ともなるはずです。

岡見氏は小さな地域領主でした。常陸の国はいはば直角三角形のような形で、関東平野の東部に位置します。北部にいるのが、清和源氏の新羅三郎義光流の佐竹氏です。霞ヶ浦周辺を拠点に中部の常陸台地から南西側の勢力が小田氏の勢力でした。小田氏は宇都宮一族でしたが、そのなかで常陸の国の河内郡に拠点を持つたのが岡見氏でした。そうしたことから岡見氏はもとは下野・常陸方面の大勢力の小田一族の支流でした。

常陸全体を見ると、中世をつうじての有力な領主権力が二つありました。北部の佐竹氏、中部の常陸大掾氏、南部の小田氏です。それが現実には、常陸中部の常陸大掾氏の勢力に吸収合併されて佐竹氏に包括されてしまっています。一五六〇年前後の政治状況は、北の佐竹勢力と南の小田勢力の対抗関係にあり、大づかみにいえば、岡見氏が右往左往しながらその中間に位置する関係にあつたといえます。その戦乱の中で、岡見氏の菩提寺の東林寺も周辺の

権力と折り合いをつけながら、地域を守り抜き存続してきたようで、それが長林寺の文書群に見られます。

「(2) 柿崎景家書状」「(3) 上杉輝虎書状」「(4) 川田長親黒印制札」「(5) 由良成繁判物」の諸史料は、上杉謙信の勢力が越後から関東に入つてくるとき、東林寺に様々な波紋を起します。そのことを右の史料はわれわれに教えてくれます。岡見一族から少々離れますが、「(2) 柿崎景家書状」の史料は、その内容からも、また他の諸史料との関係から見ても、永禄七（一五六四）年と推察されています。これは（1）の文書から数年後のものです。

この段階での状況はどうなのか。北の佐竹氏、南の小田氏、その小田氏につく岡見氏、これらの勢力が常陸国内だけで終わらず、部外者を取り込んで新勢力を荷ぎ出していきます。具体的には、佐竹氏は関東管領家の上杉氏との関係から、それとのかかわりが深かつた。一方、小田氏は北国の王者・上杉氏に対抗するため、小田原の北条氏と連携しながら、同盟関係を保つていたという状況でした。

この状況下で、東林寺に出された文書が（2）でした。上杉氏が強引に関東制圧を行つたときに、岡見氏の菩提寺・東林寺は強大な上杉氏に配慮し、寺領保全の安堵を願いました。それに対し、上杉氏の家来・柿崎景家が東林寺に差し出した書状が次のものです。

「(2) 柿崎景家書状」を読む（レジュメP11）

上杉輝虎の家臣・柿崎景家の東林寺への寺領安堵のための文書です。この文書からどんな内容を取り出せるのか。個々の解釈以上に普遍的な問題を取り上げるとすれば、一つ目は檀那寺の問題から一族の精神的支柱の問題や一族結合の問題も指摘できるでしょう。

二つ目は危機回避や、安全保障のために当該期の寺院がなすべき機能とは何か、を考える具体的な材料にもなりま

す。つまり、ここでの眼目は東林寺から上杉氏へ安全の依頼をしているわけです。東林寺は岡見氏の寺に間違いないのですが、俗界の敵味方を越えて寺院のアジール性（無縁性）に着目すると、寺院勢力の地方社会での独立性の問題を考える材料にもなるでしょう。注目されるべきポイントはまさにここにありました。ちょうど小田氏治が北条氏康に対し協力の依頼をしたのが、この前年の永禄六年です。それに対抗して佐竹氏が越後の上杉氏に関東進出を依頼したのが、その翌年のことでした。

「(3) 上杉輝虎書状」を読む（レジュメP11）

三つ目は、謙信からの返礼の書状です。上杉氏の家来の城持ち大名の川田長親豊前守を介して謙信に披露された東林寺からの書状の返礼です。謙信は長尾景虎・政虎・輝虎と改名しますが、その謙信から出された書状がこれです。要は、関東の自分たちの所領に侵攻してきた上杉勢に対し、美辞麗句をならべながら機嫌をとった雰囲気だったのでしょうか。もちろん、そこには聖界の立場で中立を守ることの見返りもあつたでしょうが。それに対し、謙信も恐縮して返礼を東林寺に送った史料がこれです。

地域領主岡見氏と東林寺が上杉氏の勢力の前で地域保全のためにどのような行為が可能であつたのかを、われわれに教えてくれる史料なわけですね。寺院でも政治性を縦横無尽に駆使せざるを得ないのが戦国時代だつたのです。信仰だけなく、様々な場面の掘り下げをすることで、民衆・地域・権力などをふくむ多角的な検討が可能です。

「(4) 川田長親黒印制札」を読む（レジュメP11）

これも、戦争と平和の場面に関連します。川田長親から安堵（あんど）とよばれた地域秩序の保障が、命令され

ています。乱暴狼藉がないようにと保障されたために、当時は制札（せいさつ）が必要でした。当該地での政治権力者の意志ですね。これにより、寺院も安全の保障が可能となります。謙信が上位者だからといって言葉通りに実行するかどうかわからない。言質の執行は謙信の命令と侍大将の命令などを踏まえた上で実行されます。そうした事態にたち至つたときに東林寺がこういう制札を示しながら安堵の実行を願い出るわけです。東林寺の保身のみならず、周辺地域の平和のために寺院は何をしたのかという問題に絡んできます。

中世は安堵から始まり、最終的には一揆として展開し、一揆を封印封圧することで中世は終わります。四捨五入論で表現すれば、こうしたいい方もできるわけですね。

「(5) 由良成繁判物」を読む（レジュメP11）

ここに登場する由良氏は、上杉氏の被官として現地の出向スタッフでした。小茎の東林寺の安全保障をする根拠として、佐竹義昭の制札・川田豊前守の制札があつて、これに従い東林寺境内での乱暴や狼藉の禁止を令達しています。

在地レベルの紛争を防ぐ努力が地域権力との関わりの中で常に要請されていたことが明らかになるわけです。

ここから、本来ならば岡見一族や東林寺の元の位置の変転を話すべきですが、時間がありません。（1）から（5）までは長林寺に保存されている文書群の中でも、最も古いものでしていざれも著名なものです。そこから抽出した内容を、アンテナをあげながらいろいろな角度から議論の材料を提供してみたつもりです。

先ほど、角田さんが話した文書だけの解釈ではなく、残された文書の主体的意味を考えることの重要さが少しでもわかつていただければと思います。

（歐文稿）もあわせて参照のこと。
田市（の城主）。成繁の子国繁は牛久領主となつた人物。
述へられてゐる。由良氏は元来、上野國金山（現群馬県太
れいでいるので、東林寺領の小基郷への進乱なきじが申し
その義昭の制札と川田農前守の制札兩者が相い調い進上さ
解したらしいが、實際には佐竹義昭の制札のこと。全文の意は、
「ハ書」の筆者は文書中の「義昭御制札」を足利將軍と
在の長林寺には伝してないが、長林寺所蔵文書には「足
利義昭公古文書之類、式通」との「ハ書」のみがある。

に見える「義昭御制札」とは佐竹義昭の制札のこと。現
解説》由良成繁による東林寺への進乱停止令。史料

◆由良成繁、東林寺領小基郷への進乱停止令を命ずる。

表題下
東林寺
二月九日、雅樂助成繁（花押）
御寺領小基之郷、義昭御制札并旗本之奉行川田農前守
制札、相調進之候、他之進乱、不可、有□状、如件、
一 橫瀬

（端裏書）

永祿七年（一五六二）二月九日

（5）由良成繁判物

輝虎の意向を受けたものだつた。
事であつたことがわかる。川田長親の黒印制札はその点で、
た諸勢力の渦中にあり、寺領保全と安全難保が大きくなつて
勢力を拡大していく佐竹氏の勢力を指す。東林寺はそつとし
が、関東の勢力とは具体的には当時常陸の統合に向けて
処罰する旨が語られてゐる。右の越後の軍勢は上杉勢を指
らなりといふこと、そしてこの禁制に違反する者がいれば敵しく
東の諸軍勢が小基の東林寺において乱暴・狼藉をしてはな
前号文書と同じく東林寺に出されたもので、輝虎
（解説）本文書もその日の日付（永祿七年）二月八日から